破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第１２９号
福島県伊達郡川俣町飯坂字八反田19番地
債務者　黒澤　健一
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　紺野　明弘
4　破産債権の届出期間　平成23年７月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月３日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１７０号
茨城県土浦市右籾2428番地23
債務者　成枝　佳江
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横田由美子
4　破産債権の届出期間　平成23年７月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月27日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第５６５号
名古屋市中村区亀島２丁目16番１号
債務者　廣田　敬三
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　春馬　　学
4　破産債権の届出期間　平成23年７月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月20日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６７号
奈良市鶴舞西町２番26号　レピックス学園前205号
債務者　中村　隆江
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤次　芳枝
4　破産債権の届出期間　平成23年８月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月６日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３２０号
茨城県常陸太田市岩手町877番地の２
債務者　關根　幸男
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿久津正晴
4　破産債権の届出期間　平成23年８月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月21日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第８７号
岐阜県中津川市千旦林563番地の１
債務者　幸脇　可典
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石垣　智康
4　破産債権の届出期間　平成23年７月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月16日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第９３号
岐阜県多治見市松坂町４丁目８番地の207、従前の住所岐阜県恵那市山岡町馬場山田1497番地
債務者　宇野　浩二
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　真由美
4　破産債権の届出期間　平成23年７月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月16日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第３９４０号
大阪府交野市星田５丁目17番21―101号
債務者　平山電設こと　平山九州馬
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥村　昌裕
4　破産債権の届出期間　平成23年８月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月26日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８６号
奈良県桜井市大字金屋617番地
債務者　大木　作治
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川真田リエ
4　破産債権の届出期間　平成23年８月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月14日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１３９号
三重県鈴鹿市稲生塩屋１丁目６―10、住民票上の住所三重県鈴鹿市寺家５丁目４番39号メゾングランディス１―202号
債務者　秋山　　亮
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　好之
4　破産債権の届出期間　平成23年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月29日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第３０１号
愛知県高浜市碧海町２丁目１番地19
債務者　白木　友浩
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長澤　幸祐
4　破産債権の届出期間　平成23年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月３日午後４時
6　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１４９０号
札幌市白石区菊水元町２条５丁目６番１号
債務者　松澤　英志
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　太郎
4　破産債権の届出期間　平成23年８月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月30日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８０３号
札幌市北区太平12条５丁目５番８号
債務者　後藤　雪夫
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　綱森　史泰
4　破産債権の届出期間　平成23年８月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月６日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４４号
新潟県燕市粟生津381番地、前住所新潟市東区粟山２丁目15番30号　セシリアハウス206号
債務者　渡邉　純子（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊原真千子
4　破産債権の届出期間　平成23年８月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月21日午前10時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
新潟地方裁判所民事部